

## 只見町自動車幼児用補助装置購入奨励補助金交付要綱

### (目的)

第 1 条 この要綱は、町内に住所を有する者で、自動車の運転時に、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 71 条の 3 第 4 項の規定に基づく幼児用補助装置（以下「幼児用補助装置」という。）を設置しようとする経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、幼児の乗車時の安全確保と着用の奨励を図り、もって交通安全の推進と交通事故防止に寄与することを目的とする。

### (補助対象及び補助額)

第 2 条 補助の対象とする幼児用補助装置は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 3 章及びこれに基づく命令の規定に適合し、かつ、幼児の発達の程度に応じた形状を有するものとし、1 幼児につき 1 台限りとする。

2 補助対象者は、次の各号に掲げる者を対象とした、前項に掲げる幼児用補助装置を購入しようとする町内在住者とする。

- ① 町内に住所を有する 6 歳未満の幼児
- ② 町内在住者が 3 ヶ月以内に出生見込みの者
- ③ その他、町長が特に必要と認めるもの

3 補助金の額は、幼児用補助装置 1 台につき購入価格の 2 分の 1 の額とし、1 万円を限度とする。ただし、当該金額に 100 円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

### (補助金の交付申請)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする者は、只見町幼児用補助装置購入奨励補助金交付申請書（第 1 号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、町長に申請しなければならない。

- 1 購入しようとする幼児用補助装置の形式および価格が分かる書類（写しも可）

### (補助金の交付決定)

第 4 条 町長は、補助金の交付申請があった場合は、当該申請に係る書類の内容を審査し、必要に応じて現物調査を行い、適当であると認めたときは補助金の交付を決定する。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者に対してその旨を通知（第 2 号様式）するものとする。

### (補助金の請求及び支出)

第 5 条 補助金の支出は、補助金の交付決定の通知を受けた者の請求（第 3 号様式）により行うものとする。

(補助金の交付決定の取消、変更または返還)

第 6 条 町長は、補助金の交付決定または補助金の交付を受けた者が、次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付決定を取消、または補助金の額を変更し、或いはすでに交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

- 1 申請書、その他の書類等の内容に虚偽の記載があったとき。
- 2 不正によって補助金の交付決定または補助金の交付を受けたとき。

(書類の提出)

第 7 条 町長は、補助金にかかる予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、申請者に対しこの要綱に定めるもののほか、必要な書類の提出を求めることができる。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 12 年 5 月 1 日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

只見町自動車幼児用補助装置購入奨励補助金交付申請書

令和 年 月 日

只見町長 様

住 所 只見町 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

只見町自動車幼児用補助装置購入奨励補助金交付要綱第3条の規定に基づき、補助金を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

(ふりがな) 対象幼児名		生年月日	年 月 日
			( 歳)
メーカー 製品名		購入価格 (消費税込)	円

奨励補助金申請額 金 円

(購入価格の2分の1、ただし10,000円限度・100円未満切捨)

※添付書類 1. 購入しようとする幼児用補助装置の型式・価格が分かる書類（写しも可）

要綱第2条第2項第2号（町内在住者が3ヶ月以内に出生見込みの者）を対象にした場合は、対象幼児名に「新生児」、生年月日に出産予定日を記入してください。

記 号 番 号  
令和 年 月 日

様

只見町長

只見町自動車幼児用補助装置購入奨励補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった自動車幼児用補助装置購入に対し、  
下記のとおり奨励補助金を交付します。

記

奨励補助金の額 円

(奨励補助金の額は購入価格の2分の1。ただし10,000円限度・100円未満切捨)

備考 対象児童名 ( )

装置購入に要する予定経費 \_\_\_\_\_円

第3号様式（第5条関係）

只見町自動車幼児用補助装置購入奨励補助金交付 請求書

令和 年 月 日

只見町長 様

住 所 只見町

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

下記のとおり、只見町自動車幼児用補助装置購入奨励補助金を請求します。

記

補助金交付決定番号 町発第 号

請求金額 円

なお、上記奨励補助金は下記口座に振り込んでください。

金融機関名	東 邦 銀行 支店 会 津 み な み 農協 支所
種 類	普通・当座 口座番号
(ふりがな) 口座名義人	

該当する項目に○をつけてください。

- ※添付資料
1. 幼児用補助装置の購入を証する書類（領収書等、写・レシート不可）
  2. [要綱第2条第2項2号（町内在住者が3ヶ月以内に出生見込みの者）を対象とした場合]幼児の出生を証する書類（出生証明書・住民票、写しも可）